

國學院大學學術情報リポジトリ

「寺社方御仕置例書」の成立：
『大岡忠相日記』を素材として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001103

「寺社方御仕置例書」の成立

——『大岡忠相日記』を素材として——

小林 宏

はじめに

- 一 吉宗による寺社方先例集編纂の準備
- 二 「寺社方御定書」の編纂と「寺社方御仕置例書」
- 三 「公事方御定書」と「寺社方御仕置例書」との
関係——結びに代えて——

はじめに

江戸幕府司法の実務を担う主要な官僚が常時参照していたといわれる「棠蔭秘鑑」の「利」の巻には、いわゆる「御定書ニ添候例書」と共に「寺社方御仕置例書」なる刑法典が収められている。この「寺社方御仕置例書」については、すでに平松義郎氏によるかなり詳細な解題がある（石井良助校訂『徳川禁令考 別巻』昭和三十六年、創文社刊所収「徳川禁令考別巻解題」九・一〇頁）。なお石井良助氏による簡潔な解題も存するが（加藤友康・由井正臣編『日本史文献解題辞典』二〇〇〇年、吉川弘文館刊、四五五・四五六頁）、その内容は平松氏の解題と大

な違いはない。両氏の解題を要約して掲げれば、凡そ次の通りである。

一、寺社奉行所で編纂した寺社や僧侶・神職の処罰に関する先例集（石井）。寺社奉行所のいわば特別刑法典（平松）。

二、江戸幕府は寛保二年（一七四二）に一般的裁判法典として『公事方御定書』を制定したが、その後、寺社奉行所では、いつのころよりか寺社や僧侶・神職の処罰に関する先例集が作られた。はじめは寺社奉行所の職員の私的なものであった（石井）。寺社奉行所には、その管轄たる寺社ないし僧侶神職を裁判する規準として、吏員が私に編んだ寺社方例書という先例集が存した（平松）。

三、右の先例集は、宝曆十年（一七六〇）、老中によって、寺社奉行がその御仕置伺にこれを引用して擬律することが認められ、以来『御定書』に准ずべきものとされた（石井、平松）。

四、明和七年（一七七〇）、その定本（二十五条よりなる）が作られて寺社奉行に交付され、その交替の際には引き継がれることになった。『御定書』同様、秘密法典とされたと思われる（石井、平松）。

さて、ここに紹介する『大岡越前守忠相日記 上・中・下巻』（大岡家文書刊行会編纂、一九七二・一九七五年、三一書房刊、以下『大岡日記』、又は『日記』と略称）には、実は「寺社方御仕置例書」の成立過程や「寺社方御仕置例書」と「公事方御定書」との関係等について窺うに足る重要な記事が散見されるのである。石井、平松両氏が上記解題を執筆された当時には、まだ本書は刊行されておらず、恐らく両氏は本書を披見されていないと思われるので、本稿では、それに関する『大岡日記』の記事を見て行くこととする。¹⁾ なお両氏の解題に関する私見は、本稿の最後の部分で述べることにしたい。

一 吉宗による寺社方先例集編纂の準備

『大岡日記』に寺社法制編纂に関する記事の見える最初は、次に掲げる元文五年(一七四〇)五月十五日条(上巻、四一九頁)である。

一 遠江殿、此間左近殿被仰聞候諸宗御条目御定書之義、承合候之處、左近殿御渡候帳面三冊之御箇条之内、若相改候事も有之、当時ハ此御ケ条ケ様ニ取計ひ候との義、其御ケ条之脇書ニ其趣書付可差出候、又帳面之外も被仰出候御条目御定書有之は是ハ別帳ニ致し可差出之、右之通意味ニ候、左近殿御渡候帳面者写ニ而本帳者御用部屋ニ有之候、是ハ嚴有院様御幼稚之節、為御覽之仮名付有之由ニ候、今度禁裏御定書御吟味有之、次ニ諸宗之御条目御定も御吟味ニ而新ニ帳面出来候積リニ候由、御申聞候

幕府は慶長以降、全国の佛教教団を統制する為、諸宗寺院に対し法度や条目、定書等を次々に発布しているが、右の記事からすると、当時老中の御用部屋には、それらを記した帳面三冊(四代將軍家綱幼少時の所持本)があつて、その写本をこの度、老中松平左近將監(乗邑)から寺社奉行に下付されたというのである。即ちその写本三冊に記された寺社に対する法規の中、改正すべき点やその運用上、注目すべき慣行があれば、当該箇条に旁注を施し、また右の写本に掲載された法規以外にも幕府の発した「御条目御定書」があれば、それらを別帳に仕立てて差し出すように吉宗から側近の加納遠江守(久通)を通じて寺社奉行に命じられたのである。

今、内閣文庫所蔵の『祠部職掌類聚』(史籍研究会『内閣文庫所蔵史籍叢刊13』昭和五十七年、汲古書院刊)をみると、享保三年(一七二七)に幕府は築地本願寺輪番、浅草本願寺輪番、曹洞宗関東三箇寺、眞言新義四箇寺、

京妙心寺四箇寺その他から以前幕府が寺社宛に発した「条目」「法度」「定」の如き類を提出せしめているから（第二冊「寺社御条目」、吉宗は將軍職就任後、間もなく幕府の寺社法制に関する全国的な調査を開始したのである。また吉宗は、享保七年（一七二二）に「諸宗僧侶法度」を發布して僧侶の日常生活を細部にわたって規制しているが（『徳川禁令考 前集第五』昭和三十四年、創文社刊、二六・二七頁）、更に元文五年の頃、吉宗が朝廷に対する「禁裏御定書」と共に寺院に対する「諸宗之御条目御定（書）」を再調査し、その改訂を準備していることが右の史料から看取されよう。

大岡らはこの吉宗の命を受けて、早速諸宗の触頭である寺院を呼び出し、諸寺院に伝わる開府以来代々の「御条目御定書」を差し出すように書付を渡すと共に、先般左近將監より渡された帳面の写しを配布した（同年五月二十二日・二十三日・二十四日条、『日記』上巻四二二・四二二頁）。更に同年八月には、大岡の献言により諸国の神社に対して、寺院同様の「御条目御定書」の提出が命じられることになった（同年八月二十六日条、『日記』上巻四五五頁）。かくして同年十二月には、諸宗寺院に下された幕府の「御条目御定書」の調査は大半終了し、その成果は来春に提出する旨、大岡より松平左近將監及び加納遠江守に報告された（同年十二月二十四日条、『日記』上巻五〇五頁）。

その後の大岡らによる作業の推移については、『大岡日記』の寛保元年（一七四一）の分がすべて欠落しているので詳細は不明であるが、寛保三年十一月十七日条（『日記』中巻一六二頁）には、「一左近殿被仰候……去々酉七月十二日上候御条目御法度書写帳一冊、御書付一通御添御渡候」とあって、右の記事からすれば、「去々酉」、即ち寛保元年七月十二日に寺社奉行より「御条目御法度書写帳」が幕府へ上呈されたことが明らかである。また寛保三年十二月八日条（『日記』中巻一七一・一七二頁）の記事にも、「去々^{（寛保元年）}年上候諸宗御法度書」とあって、「天台宗

日光東叡山御法度書「眞言宗同断」「浄土宗同断」「禪宗同断」「神社同断」などと見えている。従つて寺社奉行所における前記「御条目御定書」の調査は、寛保元年には終了していただであらう。

次に、『大岡日記』に寺社法制編纂に関する主要な記事が現れるのは、寛保二年(一七四二)五月十二日と同日十四日の両条である。先づ五月十二日条の記事(『日記』上巻五八〇頁)を掲げよう。

一 石見殿、奥江四人共ニ可罷越由御申聞、罷越候所御座之間江罷通、御前江被召出、……又御意二前、より寺社奉行方ニハ諸事之書留等も無之、以前之事ハ其寺院江承合候而申上候之由ニ候、如此ハ有之間敷事ニ被思召候、向後ハ公事出入等之義、大帳にも致置、其次、江可相送可申候、書留無之義以外、如何敷被思召候之旨御意ニ付、成程上意之通ニ而年久敷以前之勿論之義、御役替等御座候得者近年之義も相知不申候、只今ハ随分書留等も跡ニ残候様ニ仕候、猶又向後申合、弥書留等具ニ致置可申由御請申上候

右の記事によれば、吉宗は御側用取次である小笠原石見守(政登)を以て寺社奉行四名(本多紀伊守正珍、大岡越前守忠相、山名因幡守豊就、牧野越中守貞通)を御前に呼びつけ、以前から寺社奉行所には諸事の書留がなく、不明なことは、その寺院に一々問い合わせさせて幕府に上申請していたことを厳しく叱責し、今後公事出入等のことは大帳に書き留め、奉行交替の際には、前任者は後任者に対し、それを引き継ぐように申し送ることを命じたのである。次に、五月二十四日条の記事(『日記』上巻五八四・五八五頁)を掲げよう。

一 遠江殿石見殿、此方ハ紀伊守、自分、因幡守江御意之由ニ而御申聞候ハ、先日御前ニ而御意之通、寺社奉行方ニ前々より留書等無之由ニ候、諸留書無之候而ハ、前々之事不存候而落着等申付候以後、前々之留書出候時、申付前、被仰出候留書ニ相違之儀有之候得ハ奉行御咎にも可預候、左候得者如何敷事第一者留書無之故、万端願事ニ而も其外ニても願人之方承合候而其通りニ申付候義と相聞、此段如何敷候、此度御仕置御定書も出

來、此内寺社之取扱之事も少々有之候得共、細ケ成義者無之候、向後申合、留書致置可申候、先年より之公事裁斷、其外之儀共ニ寺社江申付、書出させ可申候、其書付に若洩レ候儀者年寄衆江申上、御用部屋之留書を以向後之形ニ成候様ニ調様書付、年寄衆江相伺相定可申候、此段年寄衆より被仰渡可有之候得共、先達而先右之趣申達置候様ニ御意之由御申聞候、……

一 右之以後左近殿、右三人江被仰聞候ハ、寺社奉行方ニ而前々より之書面無之由ニ候間、向後書留可仕候、前々より之公事裁許、其外共ニ寺社江申付、書出させ、其書付を以吟味之上、調様書付可入御覽候、其上ニ而御差図可有之旨被仰聞、奉畏候旨申上候

右の記事からすると、吉宗はこの日、側近である加納遠江守、小笠原石見守の兩名を通じて、五月十二日の指示を更に徹底せしめる為、公事出入の書留の必要な理由（留書がない場合、幕府の法的決定に前後相違が生じ、首尾一貫性を欠くことになること）を説明し、公事出入書留の方法（先ず寺社に命じて訴訟記録を提出せしめ、それに洩れたものは老中の御用部屋にある留書を以て補うこと）を具体的に寺社奉行に指示した。松平左近将監も同日、同様の申付を行い、その草案を提出して吉宗の指示を仰ぐように命じている。

このようにして吉宗は寛保二年五月、寺社に関する訴訟記録や判決例の整備、即ち先例集の起草を寺社奉行に命じたのである。何故、吉宗がこの時期にそれを命じたかといえ、前掲五月二十四日条の記事に、「此度御仕置御定書も出来、此内寺社之取扱之事も少々有之候得共、細ケ成義者無之候、向後申合、留書致置可申候」とあることが注目されよう。即ち寛保二年四月に「公事方御定書」が制定され、そこには寺社の取扱いの大綱は示されているが、詳細な規定は存しないというのである。そうすると、この五月の吉宗による前記指令の目的は、やはり「公事方御定書」の制定と連動しているのであって、それは「公事方御定書」を補充する為の立法事業に繋がるものであ

ったといわなければならない(後述)。

なお、後掲の『大岡日記』延享元年(一七四四)五月二十九日条の記事と前掲吉宗、加納遠江守、小笠原石見守、松平左近将監の言とを併せ考えると、右の吉宗の命による寺社方の先例集の起草を契機として、その後、寺社奉行所において寺社方の特別法典ともいふべき、「寺社方御定書」の編纂が行われるに至つたものと推測される。

二 「寺社方御定書」の編纂と「寺社方御仕置例書」

『大岡日記』を検すると、寛保二年五月以降、次に寺社法制編纂の記事が見えるのは、左に掲げる寛保三年(一七四三)十二月十九日条(『日記』中卷一七六頁)である。

一 寺社方御定書之義ニ付、相模守方江寄合ニ四時過より罷越、七ツ時過帰宅

吉宗によって寺社方の先例集編纂の命が正式に発せられたのが前記寛保二年五月であるとする、寛保三年十二月までは凡そ一年半を経過している。『大岡日記』には、その間、関連記事は見えないけれども、恐らく寺社奉行所において寺社法制編纂の作業は続いていたのであろう。憶測を逞しくすれば、この一年半の期間に寺社方の訴訟記録や判決例等から後の「寺社方御仕置例書」にみる如き条文化された先例集を作成する作業が行われたのかも知れない。右の十二月十九日条の記事に初めて「寺社方御定書」という語が見えることは、その頃、新しい寺社法制の実体がほぼ完成したことを示すものであろう。『大岡日記』によれば、それ以降、「寺社方御定書」の寄合が寺社奉行宅で屢々行われるようになる。即ち寛保四年(一七四四)一月二十三日、二月九日、延享元年(改元、一七四四)三月八日、三月十六日、三月二十八日、四月八日、四月二十四日、五月九日、五月二十三日の寄合である。

この「寺社方御定書」の寄合の具体的内容についても、右の『日記』の記事から窺うことができる。例えば延享元年三月八日条（『日記』中巻二二頁）には、次のように記されている。

- 一 今日因幡守方（山名豊就）ニ而寺社方御定書寄合ニ候得共、左近殿江御用有之二付、四時登城
- 一 右濟四半時過退出、因幡守方江寄合罷越
- 一 今日者紀伊守方（本多正珍）ニ而相改候寺社之御触書、御条目、御掟書、寺社奉行勤方等之義、寄書相改、相談之上、書付下書致し振りを拵申候、右二付、紀伊守役人 吉左衛門并側用人 官吾召連被參、寄合之席江罷出、書付共吟味有之候、右寄合七半時過相濟罷帰候

右の記事からすれば、この寄合における評議は、今回調査して編集した寺社の「御触書」「御条目」「御掟書」等、即ち寺社に対する幕府の法令、及び「寺社奉行勤方」、即ち寺社奉行の職掌やその職務管轄に関する法令等を再検討して、それらの草稿を作成し書式を整えることであつたようである。しかも、この寄合には寺社奉行配下の「役人」や「側用人」も参加し、その評議は大體四ツ時（午前十時頃）から七ツ時（午後四時頃）過ぎまで行われるのが通例であつた。

このようにして寺社奉行所における「寺社方御定書」編纂の作業は、延享元年早々から大詰めを迎え、同年五月二十九日には、一応終了して、その成果は松平左近将監を通じて吉宗の許に上呈される運びとなつた。即ち同日の『大岡日記』（中巻二六五頁）には、次のように記されている。

- 一 左近殿江同役四人相添、去々戌年五月十二日、御前江被召出候仰出、同廿四日、遠江殿、石見殿、此義御意之趣御申聞、同日、左近殿ニも被仰聞候寺社方御定書帳四冊、但勤方帳一冊、御仕置帳一冊、掟書帳一冊、御書付帳一冊、書付一通、是ハ認様先入御覽候、此通可然候ハ、末江段々書加可申候、且公事方御仕置御定書之

内二有之寺社江懸り候ヶ条之分、寺社方御仕置御定書之内江書入申度伺書一通相添上之所、とくと御披見候而可被仰聞旨御挨拶二候

右の記事には、いくつか重要なことが記されている。先ず「去、戊年五月十二日」「同廿四日」「同日」とは、寛保二年五月十二日と同二十四日のことであつて、この両日に吉宗及び側近の加納遠江守、小笠原石見守、老中の松平左近将監が寺社奉行を呼び出し、寺社に関する訴訟記録や判決例を整備して寺社方の先例集を作成するように命じたことは前述の通りである。前掲記事の冒頭は、この寛保二年五月の吉宗の意向を受けて、この度「寺社方御定書帳四冊」の草稿が完成したというように解されるが、そうであるとすれば、恐らく寺社奉行所においては、前記先例集の起草を契機に、それを更に発展させて、ここに「寺社方御定書」を作成したのであろう。

次に今回、寺社奉行が上呈した「寺社方御定書帳四冊」の内訳は、「勤方帳一冊」「御仕置帳一冊」「掟書帳一冊」「御書付帳一冊」であつた。その詳細な内容については不明であるが、「勤方」とは寺社奉行の「勤方」のことである。「御仕置」とは僧侶・神職に対する「御仕置」のことであろう。また「掟書」と「御書付」とは寺社及び僧侶・神職に対する幕府の一般的法令であつて、前者は「条目」「法度」「定書」とも呼ばれ、將軍自ら、もしくは老中が將軍の意を受けて発布し、その法的効力の比較的長期にわたるもの、後者は「触書」と同義であり、老中が將軍の裁決を経て時宜により交付したものをいうのであろう。また前掲記事にある「書付一通、是ハ認様先入御覽候」というのは、延享元年五月二十三日条の記事（『日記』中卷二六三頁）に、「今日者御定書認様之ふり、近日入御覽候二付、惣帳面共しらへ致し候」とあつて、同日の寺社奉行寄合の席で決めた「寺社方御定書」の書式をこの度、吉宗に提示して意見を伺つたことを意味する。前掲記事には続いて「此通可然候ハ、末江段々書加可申候」とあるから、右の「寺社方御定書帳」の四冊は、この時点で完結したのではなく、以後も後任の寺社奉行によつて

書き継がれることを予定するものであった。

前掲記事の最後には、更に特筆すべきことが記されている。即ち「且公事方御仕置御定書之内ニ有之寺社江懸り候ケ条之分、寺社方御仕置御定書之内江書入申度」云々とあることである。寺社奉行四名は、先に制定された「公事方御定書」下巻にある寺社関係の法規は、これを「御定書」から分離し、この度起草した「寺社方御仕置定書」(前記「御仕置帳」のことであろう)に編入することを改めて提案しているのである。このことは、寺社奉行が寺社関係法規を「公事方御定書」から独立した一つの法体系として構想していたことを示すものであつて極めて注目すべきことといわなければならない。

その後、松平左近将監は、提出された「寺社方御定書帳」四冊を点検して、その誤脱の個所を指摘し、寺社奉行はそれを受けて訂正を施し、再度提出することとなつた(『日記』延享元年六月五日条、中巻二七〇頁)。このようにして寺社奉行が上呈した「寺社方御定書」に関し、吉宗の意見が松平左近将監を通じて寺社奉行に示されたのは、六月二十六日のことである。同日の『日記』の記事(中巻二八一頁)を次に掲げよう。

一 左近殿、有合之寺社奉行江御逢可有之段、順阿弥を以被仰聞候処、此節何も退出、自分斗罷在候旨申上候処、御逢候而被仰聞候ハ、先月上候寺社方御定書之義、帳面題号、御仕置定書と相調候二者不及、例書と相認メ可申候、其外思召之趣、堅紙之御書付忝通御渡、御答書上可申候、各伺書之内、初箇条之義ハ伺之通可仕候、二ケ条目ニ有之公事方御定書之内ニ有之寺社之御仕置之ケ条、寺社方例書之内江書入候ニ不及候、惣而法中之義ハ重キと輕キと二通、若者三通リニも書集置、其節、猶又評儀を以申付可然候、右之趣承書致し上候様ニと先月廿九日上候伺書一通、寺社方御定書四冊御渡候之間、委細奉得其意候、同役共江申聞、追而承書仕上可申由申上候

右の記事には、「寺社方御定書」に関する吉宗の意見が明瞭に示されている。先ず「先月上候寺社方御定書之義、帳面題号、御仕置定書と相調候二者不及、例書と相認メ可申候」とあることである。この記事は何を意味するのだろうか。前掲五月二十九日条の記事は、「寺社方御定書帳四冊」の中に「御仕置帳一冊」があつたことを伝えている。この「御仕置帳」とは節略された表現であつて、同記事には、「寺社方御仕置御定書之内江書入申度伺書」(傍点、小林)とあるから、その帳面の表題には、「寺社方御仕置御定書」と記されていた筈である。吉宗はこの表題を不可とし、それを「寺社方御仕置例書」に改めるように命じたのである。⁽³⁾

それでは何故、吉宗は寺社奉行の提案した表題「寺社方御仕置御定書」を「寺社方御仕置例書」に変更するよう命じたのであろうか。その理由を知る為には、吉宗の考えにある「定書」と「例書」とのそれぞれの意味及び両者の関係について先ず説明する必要がある。これは重要にして且つ難解な問題であつて、今後の考察に俟たなければならぬが、ここでは若干の見通しのみを述べておくこととする。一般的にいえば「定書」とは制定された時点で新しい法的効力を付与された成文法、「例書」とは幕府による法的決定の際に、その根拠となるべき先例というように一応考えることができよう。しかし吉宗は、この「定書」と「例書」とを相対する一対のものとして捉えていたようである(この吉宗の発想については、恐らく律令と格式、式目と追加、律と条例等の日本、ないしは中国の伝統的法体系に基づく思考が働いているのではないかと思われるが、その詳細についても今後の検討に俟たなければならぬ)。しかも吉宗の制定した「公事方御定書」下巻の諸規定が従来幕府の判決例や書付類等の先例から多く立法されているように、「定書」と「例書」との関係は、一方が他方の存在を排斥し、否定するという絶対的なもの同士の間立ではなく、相互に流動的、且つ補完的な一面を有し、両者相俟つて一個的法体系を構成するという頗る微妙な関係にあるといえよう。

ここでは吉宗の上記の思考を考察する手懸りとして、吉宗が寛保二年五月、寺社方の先例集の編纂を命じた際に、「此度御仕置御定書も出来、此内寺社之取扱之事も少、有之候得共、細ケ成義者無之候、向後申合、留書致置可申候」(前掲『日記』寛保二年五月二十四日条)といていることに再度注目したい。吉宗のこの発言の趣旨は、「公事方御定書」下巻には寺社や僧侶・神職に関する主要事項のみを規定しておき、それに伴う付属的事項やその施行にとって必要な細則的事項は、「御定書」とは別個の「留書」に記載しておけばよいことであろう。『日記』前掲延享元年六月二十六日条の、吉宗のいう「例書」が右の「留書」に相当するものであるとすれば、吉宗の思考の中にある「定書」と「例書」との関係は、前者は主要事項のみを規定する基本法典、後者はその基本法典を補充する為の副式法典、ないしは付属法典であつて、両者一体にして初めて幕府の法体系の基礎を形成することになろう。

また、前掲六月二十六日条の記事に、「各伺書之内、……二ケ条目ニ有之公事方御定書之内ニ有之寺社之御仕置之ケ条、寺社方例書之内江書入候ニ不及候」とあることも、右に述べた吉宗の思考と一致する。即ち前述したように寺社奉行は、「公事方御定書」下巻に存する寺社関係の法規を、この度起草した「寺社方御定書」の中の「御仕置帳」に編入し、「寺社方御定書」を「公事方御定書」と並立する幕府の基本法典たらしめようとしたのであるが、「定書」と「例書」という二法典から成る幕府の法体系を構想する吉宗は、この提案を拒否したのであつた。このようにして吉宗は、当時の寺社奉行とは考えを異にし、この度、寺社及び僧侶・神職に関する「御仕置」を定めた刑法典を「寺社方御仕置例書」として幕府の基本法典である「公事方御定書」を補充する、いわば副式法典ないしは付属法典として、ここに明確に位置づけたのである。

更に前掲六月二十六日条には、続いて「惣而法中之義ハ重キと輕キと二通、若者三通リニも書集置、其節々猶又

評儀を以申付可然候」とある。これは恐らく「寺社方御仕置定書」の法的内容に関する吉宗の意見であつて、文中の「法中之義」とは一宗の法義、即ち寺法、宗法に関する訴訟をいう。それは原則として第一次的には各教団の統制機関である本寺、又は触頭の支配を受け、第二次的には幕府の寺社奉行の支配を受けるものであつた（「公事方御定書」下巻、第十四条、後述）。従つて上記吉宗の指示は、恐らく本寺、触頭の裁判において問題が生じた際の寺社奉行の対応について述べたものであり、「重キと軽キと二通、若者三通ニも書集置」とは具体的に何をいうのか不詳であるが、例えば「棠蔭秘鑑」所収の「寺社方御仕置例書」の第十五条「寺法寺例を背候者御仕置之事」にみえるように、僧侶による寺法・寺例に対する違法行為については、その軽重の程度に従つて、「脱衣追放」「中追放」「退院」「隠居」「永蟄居」「閉門」「逼塞」の如き異なつた御仕置を予め定めておくことをいつたものであろうか。

以上述べた吉宗の意見や指令に対し、寺社奉行四名は何れもそれを了承した。即ち『日記』六月二十八日条に、「一 左近殿江一昨日被仰聞候寺社方御定書之義ニ付、伺書ニ承書致し尙通、……封候而順阿弥を以上之」（中巻二八一頁）とあるから、この時点で「寺社方御定書」の大凡の編纂が終了し、「寺社方御仕置例書」はほぼ成立したと考へて大過ないであらう。

その後の「寺社方御定書」編纂の結末については、延享元年八月の『日記』が欠落している為、詳細は不明であるが、同年九月二十三日条の記事（中巻三〇九頁）は、次のように伝えている。

一 今日寺社方御定書寄合付、四時より右近方江寄合評儀之上、面々懸りニ致し可調品、左之通相極

一 諸御触書寄帳 右近将監

一 寺社方御仕置例書帳 掟書帳

一 寺社奉行勤方取計諸願其外取捌定書帳 紀伊守

一 窺書留帳 越前守

一 御書付類留帳 因幡守

右之通今日相極、面々請取之書付共出来次第、又寄合可申旨申談候

右寄合八半時相濟、罷帰候

右の記事に見える「寺社方御定書」の内容と前掲延享元年五月二十九日に寺社奉行が上呈した「寺社方御定書帳」四冊の内訳とを比べると若干の相違がある。即ち右の「諸御触書寄帳」と「窺書留帳」とは、それに相当するものが前記「寺社方御定書帳」四冊には見えない。この点についても不詳であるが、「寺社方御定書」の細目が右のように示されて、しかも各帳面の担当者が定められたということは、今後それらの担当者によって各帳面の書き継ぎが予定されたことを意味するであろう。しかも注意すべきは、「寺社方御仕置例書帳」と「掟書帳」には、その担当者が記されていないことである。このことは、右の二冊はすでにその内容が完結していて、もはや書き継ぎや修正を必要としないと判断されたからであろう。また「寺社方御定書」編纂の記事は、右の記事を最後として、それ以降の『日記』には見えないようであるから、前記延享元年六月二十八日以後、同年九月二十三日以前において、その編纂は正式に終了したと考えてよいのではなからうか。或は欠落した『日記』同年八月の分にそれを示唆する記事が存したのかも知れない。但し、この時成立した「寺社方御仕置例書」が通用の「寺社方御仕置例書」と全く同一の内容のものであったかどうかは定かではない。

三 「公事方御定書」と「寺社方御仕置例書」との関係——結びに代えて——

ここで本稿冒頭で紹介した石井良助、平松義郎両氏による「寺社方御仕置例書」の解題について一言、私見を述べておきたい。

前掲「要約」の「三」「四」については、的確な指摘であり、とくに問題はないであろう。しかし『大岡日記』によって「寺社方御仕置例書」の成立過程がかなりの程度判明した現在、要約「二」については、若干補訂しておかなければならない。即ち寺社奉行所において寺社や僧侶・神職を裁判する基準として、その処罰に関する先例集がその吏員によって私的に編集されていたかどうかは不明であるが、少なくとも「寺社方御仕置例書」に関しては、「公事方御定書」と同様、その編纂の当初から將軍吉宗の強力な主導の下に推進された幕府の立法事業の一つであったといえよう。従って「寺社方御仕置例書」に関する限り、それは寺社奉行所の吏員や職員によって私的に編纂されたものではない。

なお平松義郎氏は、その著『近世刑事訴訟法の研究』（昭和三十五年、創文社刊、五四二・五四三頁）において、「寺社方御書がどのようにして成立したかは審でないが、この史料によれば、寺社奉行所に存した前々よりの例書といつているから、幕府が公に編纂したものではなく、寺社奉行所の吏員が私に編んで裁判に参照していた役所書類の一と見るべきであろう。」と述べて同書が私的編纂物であるという根拠に寺社奉行宅の評議に関する一史料をあげておられるので、それについてもふれておかなければならない。次に平松氏の指摘された史料を全文掲げるところとする。⁽⁴⁾

宝曆十辰年六月・七日、小堀土佐守於内寄合左之通

寺社奉行方二前、より寺社方例書御仕置付書物式冊但目録有之、右是迄御仕置付之見渡ニ相成候処、惣而御仕置相伺候節、御定ニ相当り候分ハ勿論、例ニ而相伺候分茂何之例ニ而相伺候与申儀、并評議ニ而相伺候分も如何様之評議ニ而相伺候与申儀、書付可差出旨、当四月十二日、右近将監御書付相渡二付、寺社方例書ニ相当之分ハ其段可相認哉之旨、先達而及相談候通、去廿三日、相模守殿江序有之、無急度伊予殿被申達候処、寺社方例書与相認可然旨被仰聞候由、依之添書ニ寺社方例書之通何とに相伺候儀ニ御座候之段、相認可申候、依之自今御定書同前可相心得段、同役申談候

右の評議は、宝曆十年（一七六〇）六月二十七日に寺社奉行小堀土佐守（政方）宅の内寄合において決定されたものであり、その内容は凡そ次の如きものである。寺社奉行所には、以前から「寺社方例書御仕置付」の書物二冊（目録を含む）があり、これまで寺社奉行の裁判における科刑の基準になっていたが、「今後寺社奉行から老中に御仕置を伺う節は、御定書の規定に該当する御仕置の分は勿論のこと、例に拠って伺う御仕置の分も、どのような例に拠って伺ったのか、また寺社奉行の評議に拠って伺う御仕置の分も、どのような評議に拠って伺ったのか、その根拠を伺書に明記して差し出すべきである」という松平右近将監（武元）の書付が当宝曆十年四月十二日に寺社奉行に渡された。右について寺社奉行では、「寺社方例書」の規定に該当する御仕置の分は、右近将監の書付の通り、その根拠を記載して伺うべきことを先日相談して決定した。去る六月二十三日、寺社奉行阿部伊予守（正右）が老中堀田相模守（正亮）にお会いする機会があったので、そのことを申し上げたところ、相模守は「寺社方例書の規定に該当する御仕置の分は、寺社方例書に拠った旨を伺書に記載するのは当然である」と仰せられたよしである。右により寺社奉行から老中に「寺社方例書」に拠って御仕置を伺う際には、その伺書に「寺社方例書」の規定の通

り何々の御仕置をお伺いする旨、添書をすべきである。以上により、この「寺社方例書」の取扱いは「公事方御定書」と同等と心得るべきであると、この度、同役と評議して決定した。

以上が宝暦十年六月二十七日の寺社奉行内寄合における決定の内容であるが、右の史料にいう当四月十二日の右近将監の書付とは、「棠蔭秘鑑」の「貞」の巻所収の「御書付類」第二十四項に見えるものである（前掲『徳川禁令考 別巻』一九三・一九四頁）。この書付には、その冒頭に「御仕置相伺候節、御定ニ相当候御仕置之分ハ黄紙ニ御定之通、何可申付と書加可被差出旨、去々寅年相達候」という文言があり、前掲史料には、それが省略されている。即ち宝暦八年九月十日には、同じく老中松平右近将監から三奉行に対し、御定書の規定に該当する御仕置は、伺書に「御定之通、何可申付哉」と書き添えて提出するよう命じられているのである（『棠蔭秘鑑』所収「御書付類」第二十二項、前掲書一九二・一九三頁）。宝暦十年四月十二日の右近将監の書付は、それを受けて出された文書であって、「寺社方御仕置例書」の取扱いも、一昨年の「公事方御定書」のそれと同等にするというものであった。即ち「寺社方御仕置例書」の場合は、「公事方御定書」に比べて一年半余の遅れはあるものの、この度、両者は共に老中によって幕府裁判の準拠法として、その効力が明文化されたのである。何故、「寺社方御仕置例書」が、このように「公事方御定書」と同等の司法手続上の扱いを受けたかといえは、それは「公事方御定書」と同じく將軍吉宗によって制定された権威ある法典であったからに他ならない。従って前掲史料に、「右是迄御仕置付之見渡ニ相成候処」とあって、「寺社方御仕置例書」が以前から寺社奉行の裁判における科刑の基準になっていたというのは、極めて当然のことであった。以上のように考えれば、前掲史料冒頭の「寺社奉行方二前々より」云々という文も、平松氏のように解する必要はないであろう。なお前掲史料に見える「右近将監」と「相模守」とは、老中の松平武元と堀田正亮のことであって、両者は共に以前寺社奉行を勤め、前述したように「寺社方御定書」の編

纂に直接携わった人物である。従って「寺社方御仕置例書」を重んじて、「公事方御定書」と同様の司法手続上の扱いを命じたのも、これまた当然のことであった。

さて「公事方御定書」下巻と「寺社方御仕置例書」との関係については、なお詳しく検討する必要があるが、今その余裕がないので、ここでは若干の展望を述べることとし、以て本稿の結びとしたい。

「公事方御定書」下巻（『棠蔭秘鑑』所収）に現われる寺社や僧侶・神職に関する諸規定を大雑把に拾い出せば、第一、第十四、第三十六、第四十七、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第六十九、第七十一、第九十七、第九十三等がある。これらの諸規定を、その法的内容から分類すれば、凡そ次のようになる。

- (1) 寺社や僧侶・神職にのみ適用される特別な規定（第十四条、第五十四条、第九十七条等）
- (2) 一般庶民にとっては無罪、もしくは有罪とされる行為が、寺社や僧侶・神職にとっては、ひとしく有罪とされ、且つ一般庶民と同等か、もしくは一般庶民よりも重く処罰される規定（第五十一条、第五十二条、第五十三条等）

- (3) 同一の犯罪であっても、寺社や僧侶・神職に対しては、一般庶民とは異なった刑罰が科せられる規定（第四十七条、第六十九条等）

右の分類の中、とくに重要なものは(1)と(2)である。先ず(2)について説明する。

(2)に関する代表的な規定は、第五十一条「女犯之僧御仕置之事」、第五十二条「三鳥派御仕置之事」、第五十三条「新規之神事佛事并奇怪異説御仕置之事」の三箇条である。第五十一条は女犯の僧の規定であるが、その御仕置は寺持の僧であれば遠島、所化僧（修業中の僧）の類であれば、「晒之上、本寺触頭江相渡、寺法之通可為致」とされている。また「密夫之僧」は「寺持、所化僧之無差別 獄門」である。即ち無夫の婦との合意の上での情交に

ついでには、一般庶民は無罪であるが(但し「誘引出候もの」は、男性は手鎖、第四十八条)、僧侶の場合は寺持の僧と所化僧とを区別し、前者は遠島という重刑を科し、後者は幕府が晒を科した上で、本寺、触頭にその身柄を引き渡し、寺法によって処罰せしめる。有夫の婦(妻妾)との情交は、一般庶民が死罪であるのに対し、密夫である僧侶は、寺持ちと所化僧の区別なく獄門であつて、その刑は一般庶民より重くなっている。第五十二条第一項は、三鳥派や不受不施派の勧誘に関する禁止の規定であるが、勧誘したものが僧である場合は、改宗すると申し出ても認められず遠島が科せられる。しかし勧誘したものが俗人である場合、本人はやはり遠島であるが、その子が改宗するといえ、その子は所拂、勧誘者の妻は無罪となる。第五十三条第一項は、新規の神事・佛事に関する禁止の規定であるが、それを興行したものが出家・社人であれば、「其品重キハ所拂」、「其品軽キハ逼塞」である。しかし俗人であれば、等しく過料という軽い刑が科せられる。このように(2)に関する「公事方御定書」の規定は、何れも幕府がその社会秩序を維持する上から、或はその治安対策の上から寺社や僧侶・神職に対して厳しく統制を加えたものである。以上の外、「公事方御定書」には、明文規定はないが、僧侶・神職の殺人、強盗等の重罪に関しては、幕府の裁判権が直ちに行使されたことは、いうまでもない。

次に、(1)に関する代表的な規定は、第十四条「寺社方訴訟人取捌之事」である。本条は寺社という教団や僧侶・神職という身分にのみ適用される特別な規定であつて、具体的には寺社ないし僧侶・神職に対して、その統制機関である本寺・触頭等の有する裁判権と幕府の寺社奉行の有する裁判権との管轄に関する規定である。本条によれば、寺法や宗法等の当該教団内に関する事案や寺社領の百姓に関する事案については第一次的には前者が、第二次的には後者がその裁判権を有した。即ち寺社奉行が、これらの事案に関して裁判権を有する場合は、次に掲げる第二項、第三項、第五項に限られるのである。

一本寺触頭を相手取候歟、又ハ本寺触頭江願候而も、押置候ニ付、不得止事願出候類ハ、添簡無之候共、取上可致吟味事(第二項)

一寺社領之百姓、地頭非分之儀を申出候類ハ、地頭寺院或ハ神主等呼出、様子相尋、品により取上可致吟味事(第三項)

一一宗法義に拘り候公事訴訟之儀は、取上中間敷候、尤本寺触頭ニ而咎申付候而も、及難渋候もの、又ハ他宗俗人入交り候出入ハ、取上可致吟味事(第五項)

右の条項によれば、本寺・触頭が被告である場合、または本寺・触頭に願い出ても、その願を取上げず、本寺・触頭が放置している場合(第二項)、寺社領の百姓が領主である寺社に対し、その違法を訴える場合(第三項)、本寺・触頭が命じた処罰が拒否され、事が進まず難渋している場合、または他宗派や俗人が関与して、一教団内ではその処理が困難な場合(第五項)、以上の事案に限って幕府の寺社奉行が寺社方の訴訟に対して裁判権を有した。そうすると「寺社方御仕置例書」とは、右にあげた幕府が裁判権を有する場合の諸規定を前提として先ず立法されたものであり、本寺・触頭による裁判に何らかの問題が生じた際に適用されるべき規定が多かったと思われる。そのことは第二条「本寺違背之者御仕置之事」以下に認められるが、例えば第十三条「裁判背者御仕置之事」の第一項には、「一触頭裁許不請ニ付、咎申付候を及難渋候もの 触頭本寺咎一等重ク可申付候」とある。これは恐らく前掲「公事方御定書」本条第五項の「本寺触頭ニ而咎申付候而も、及難渋候もの」を受けて立法されたものであり、本寺・触頭の裁決を無視し、その処罰を拒んだものに対しては、幕府は本寺・触頭の量刑よりも更に一等重く申し付けるといふものである。同じく「寺社方例書」第七条の「一他宗江押而伝法いたす者 軽追放」も、前掲「御定書」本条第五項の「他宗俗人入交り候出入ハ取上可致吟味事」を意識して立法されたものであ

ろう。

しかし「寺社方御仕置例書」には、上記の「公事方御定書」下巻の諸規定の施行に当って直接必要な付随事項の外に、そもそも「公事方御定書」下巻には脱落している寺社関係の詳細な事項も多く規定されている。「寺社方例書」第一条「寺社訴状裏書初判之事」は、訴訟当事者の双方が寺社、もしくは寺社領の住民であった場合の訴訟手続の規定であるが、これは「御定書」第一条「目安裏書初判之事」を補充したものである。また第十条「奉行所を掠候もの御仕置之事」や第十六条「御条目を背候者御仕置之事」等に見える諸条項は、それに違反した寺社や僧侶・神職に対しては、本寺・触頭の手を経ずに幕府の裁判権が直ちに行使されることを前提に立法された規定である。そうすると、これらの諸規定は「御定書」下巻の欠缺を補充する意味を有したといえよう。

以上を要約すれば、凡そ次の通りである。即ち「公事方御定書」下巻における寺社関係の主要な条文は、幕府と寺社との裁判管轄に関する規定と幕府が社会秩序維持上、もしくは治安対策上から必要とした寺社や僧侶・神職の統制に関する規定との二つであった。幕府は寺法・社法等の教団内部に関わる事案や治安維持上、比較的軽微と思われ、且つ身分の低い僧侶・神職の犯罪に関しては、第一次的には本寺・触頭等の教団の統制機関による裁判に委ね、それらの裁判に何らかの瑕疵があったり、また何らかの支障が生じた際には、二次的に寺社奉行が寺社方の裁判権を有するとした。「寺社方御仕置例書」は、主として右の寺社奉行による裁判の準則であるが、一方「寺社方御仕置例書」には、右の外に「公事方御定書」下巻の欠缺を補う寺社関係の法規も少なからず存する。従って「寺社方御仕置例書」とは前述したように、やはり幕府刑事司法の基本法典である「公事方御定書」下巻の施行にとって必要な寺社関係の事項を規定し、「公事方御定書」下巻を補充する副法典、ないしは付属法典ということができよう。

本稿では、「寺社方御仕置例書」の成立過程及びそれが有する法的性質等について、従来、比較的活用されることが少なかった『大岡忠相日記』を素材として若干の考察を加えた。しかし当時の寺社奉行らによって鋭意、編纂された「寺社方御定書」のその後の消息や推移、或は本稿で指摘した寺社法制の立法に対する吉宗と寺社奉行との基本的な構想の相違を生んだ政治的、文化的背景等、なお不明な点が多い。今回は他の寺社奉行関係の史料を披見する余裕が殆どなかったが、今後は関係諸史料を博搜して本稿の補正に努めることを課題としたい。⁽⁵⁾

(1) 『大岡日記』を用いて「寺社方御仕置例書」についてふれた研究に、荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』(昭和五十五年、嚴南堂書店刊)がある。同書四三、四七、四八、一六〇、一六二、二三五、二四一頁等参照。

(2) 通用の「寺社方御仕置例書」は、全二十五条、五十八項から成るが、それは条文体で構成されている。その各条項がすべて先例より作成されたことは、『大岡日記 下巻』所収「付載資料」(水野家文書)の「五、寺社方御仕置例書」の各項の肩書に、「従前之例」「元文三年極」「享保二年極」等と記されていることから明らかである。なお右の史料によれば、「従前之例」が三十四項と圧倒的に多く、年代を明記したものとしては、その上限は享保二年、下限は寛保二年である。

(3) 但し寺社奉行が上呈した「勤方帳」「御仕置帳」「掟書帳」「御書付帳」四冊の総称は、依然「寺社方御定書」であり、それは幕府も認めていたと思われる。即ち「日記」には、その後も、「寺社方御定書」というように表現されているからである。そうすると、「定書」には、「例書」をも含む広義の「定書」と、「例書」を含まず、「例書」と相対する狭義の「定書」との二種があったことになる。

(4) 平松氏は、史料として内閣文庫蔵「同役一座申合」をあげられたが、ここでは『大岡日記 下巻』所収「付載資料」の「五、寺社方御仕置例書」末尾に記載された「宝曆十二年十二月十二日、讃岐殿より請取」を掲げる。なお両者の用字には若干の相違がある。旁注は「同役一座申合」の用字。

(5) 寺社奉行関係の文献については、近時藩法研究会の橋本久、牧田勲、山田勉三氏による貴重な調査報告が公表されている。

「丹波篠山 青山会文庫所蔵『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』目録」(大阪経済法科大学『法学論集』第四三号、一九九九年)、「丹波篠山 青山会文庫所蔵『祠部職掌類聚・祠部職掌雜纂』目録(続)」(同上第四四号、一九九九年)、「静嘉堂文庫所蔵『祠部職掌

